

①【実行】 ② 6月【評価・改善】取組状況の振り返り ③ 11月【評価・改善】重点課題の設定・改善策の具体化 ④【計画】学校いじめ防止基本方針の改訂

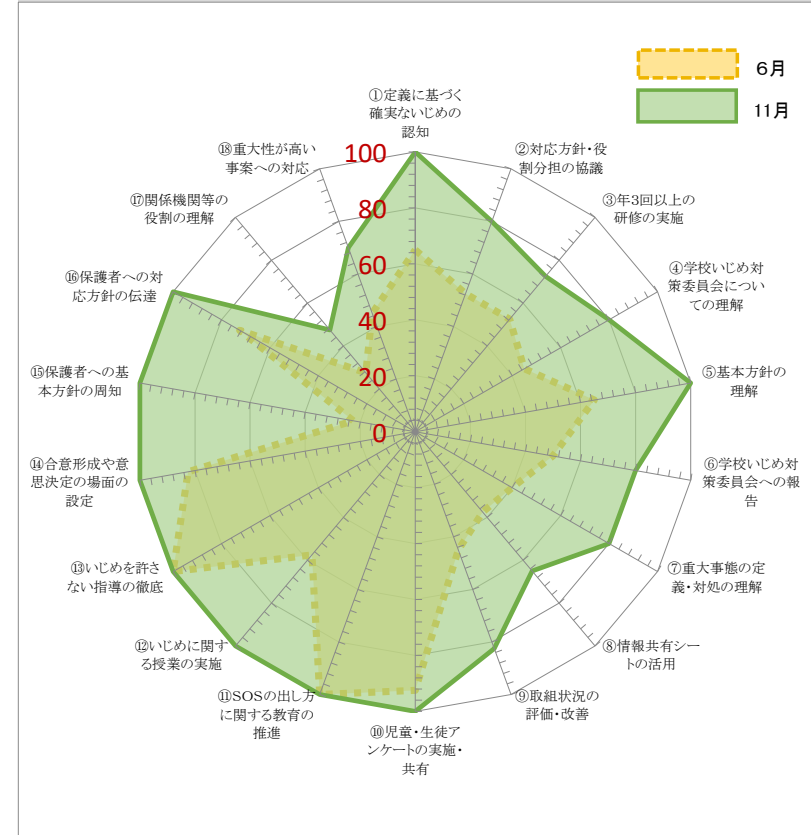
18のチェックリスト

【第2次・一部改定】
該当ページ

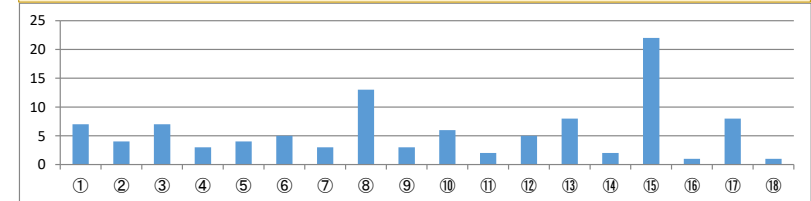
6月 実施校率 (%) 11月 実施校率 (%) 重点課題 設定校数

1	軽微ないじめも見逃さない	① いじめ防止対策推進法に規定されている「いじめ」の定義に基づき、確実にいじめを認知している。	【上】P38 【下】P72、73	65	100	7
		② いじめやいじめの疑いのある事例について、学年や「学校いじめ対策委員会」で対応方針や役割分担を協議している。	【上】P56 【下】P74～77	53	80	4
2	教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む	③ 年に3回以上のいじめ防止等に関する校内研修やOJT等を計画し、日常の指導に生かすことができるように順次実施している。	【上】P27 【下】P70～96	53	73	7
		④ 「学校いじめ対策委員会」の職務内容や構成メンバーについて、全教職員が理解している。	【上】P25、26	45	80	3
		⑤ 「学校いじめ防止基本方針」の内容について、全教職員が理解している。	【上】P24	65	100	4
		⑥ 児童・生徒の気になる様子を把握した場合に、小さな事例でも「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底している。	【上】P45	50	80	5
		⑦ いじめ防止対策推進法に規定されている「重大事態」の定義と対処について、全教職員が理解している。	【上】P70	40	80	3
		⑧ いじめの事案について、児童・生徒の実態や指導の経過等の情報を、定められた様式の電子ファイルに入力し、校内で共有している。	【上】P45 【下】P84、85	38	65	13
		⑨ いじめ対策に関する学校評価の結果から、教職員が自らの取組を振り返ったり、改善を図ったりする機会を設定している。	【上】P27 【下】P86、87	45	83	3
3	相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す	⑩ 年3回以上のいじめを把握するためのアンケートを順次実施し、その内容を教職員間（スクールカウンセラー等の心理職を含む）で共有している。	【上】P47、48	93	100	6
		⑪ 児童・生徒に対して、不安や悩みがある場合は、些細なことでも身近にいる信頼できる大人に相談するよう、計画的に指導している。	【上】P30 【上】P47～50	100	100	2
4	子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにする	⑫ いじめに関する授業を年3回以上計画し、順次実施している。	【上】P29 【下】P6～67	58	100	5
		⑬ 児童・生徒に対し、いじめは絶対に許されない行為であることを指導するよう徹底している。	【上】P29	100	100	8
		⑭ 日常の授業において、児童・生徒同士が話し合い、合意形成や意思決定を行う場面を設定するよう徹底している。	【上】P21、32	83	100	2
5	保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る	⑮ 全教職員が、保護者等に対して、「学校いじめ防止基本方針」の概要を説明することができるようにしている。	【上】P36	23	100	22
		⑯ いじめが認知された場合、被害・加害の双方の保護者に、解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	【上】P63	73	100	1
6	社会全体の力を結集し、いじめに対峙する	⑰ 学校サポートチームや事案に応じた関係機関の役割について、全教職員が理解している。	【上】P36 【上】P52～54 【下】P80、81	28	48	8
		⑱ いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合、どのように対応すればよいか、全教職員が理解している。	【上】P64、75	45	70	1

取組状況の見える化



重点課題として設定した学校数



認知したいじめの件数 (令和3年4月1日から令和3年6月30日まで)	認知したいじめの件数 (令和3年4月1日から令和3年11月30日まで)	
	解消した件数	対応中の件数
684	1291	245

①【実行】

② 6月【評価・改善】取組状況の振り返り

③ 11月【評価・改善】重点課題の設定・改善策の具体化

④【計画】学校いじめ防止基本方針の改訂

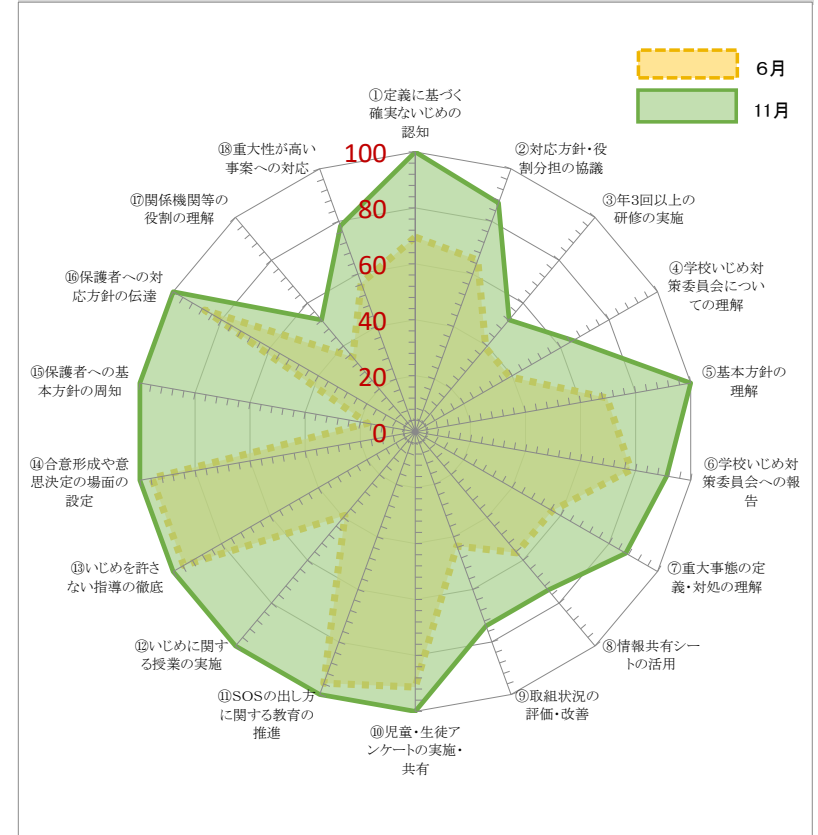
18のチェックリスト

【第2次・一部改定】
該当ページ

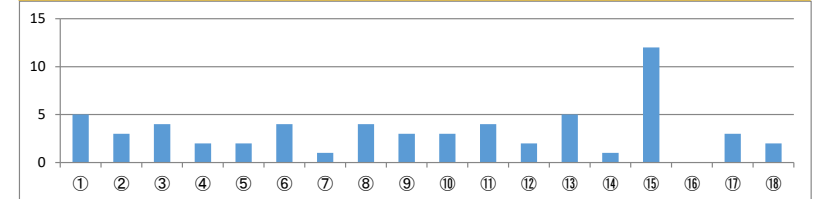
6月 実施校率 (%)
11月 実施校率 (%) 重点課題 設定校数

No.	項目	内容	【第2次・一部改定】 該当ページ	6月		11月	
				実施校率 (%)	実施校率 (%)	重点課題	設定校数
1	軽微ないじめも見逃さない	①	いじめ防止対策推進法に規定されている「いじめ」の定義に基づき、確実にいじめを認知している。	【上】P38 【下】P72、73	70	100	5
		②	いじめやいじめの疑いのある事例について、学年や「学校いじめ対策委員会」で対応方針や役割分担を協議している。	【上】P56 【下】P74～77	65	87	3
2	教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む	③	年に3回以上のいじめ防止等に関する校内研修やOJT等を計画し、日常の指導に生かすことができるように順次実施している。	【上】P27 【下】P70～96	39	52	4
		④	「学校いじめ対策委員会」の職務内容や構成メンバーについて、全教職員が理解している。	【上】P25、26	39	65	2
		⑤	「学校いじめ防止基本方針」の内容について、全教職員が理解している。	【上】P24	70	100	2
		⑥	児童・生徒の気になる様子を把握した場合に、小さな事例でも「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底している。	【上】P45	78	91	4
		⑦	いじめ防止対策推進法に規定されている「重大事態」の定義と対処について、全教職員が理解している。	【上】P70	57	87	1
		⑧	いじめの事案について、児童・生徒の実態や指導の経過等の情報を、定められた様式の電子ファイルに入力し、校内で共有している。	【上】P45 【下】P84、85	57	74	4
		⑨	いじめ対策に関する学校評価の結果から、教職員が自らの取組を振り返ったり、改善を図ったりする機会を設定している。	【上】P27 【下】P86、87	43	74	3
3	相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す	⑩	年3回以上のいじめを把握するためのアンケートを順次実施し、その内容を教職員間（スクールカウンセラー等の心理職を含む）で共有している。	【上】P47、48	91	100	3
		⑪	児童・生徒に対して、不安や悩みがある場合は、些細なことでも身近にいる信頼できる大人に相談するよう、計画的に指導している。	【上】P30 【上】P47～50	96	100	4
4	子供たちが自身が、いじめについて考え行動できるようにする	⑫	いじめに関する授業を年3回以上計画し、順次実施している。	【上】P29 【下】P6～67	39	100	2
		⑬	児童・生徒に対し、いじめは絶対に許されない行為であることを指導するよう徹底している。	【上】P29	96	100	5
		⑭	日常の授業において、児童・生徒同士が話し合い、合意形成や意思決定を行う場面を設定するよう徹底している。	【上】P21、32	96	100	1
5	保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る	⑮	全教職員が、保護者等に対して、「学校いじめ防止基本方針」の概要を説明することができるようにしている。	【上】P36	17	100	12
		⑯	いじめが認知された場合、被害・加害の双方の保護者に、解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	【上】P63	87	100	0
6	社会全体の力を結集し、いじめに対峙する	⑰	学校サポートチームや事案に応じた関係機関の役割について、全教職員が理解している。	【上】P36 【上】P52～54 【下】P80、81	35	52	3
		⑱	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合、どのように対応すればよいか、全教職員が理解している。	【上】P64、75	57	78	2

取組状況の見える化



重点課題として設定した学校数



認知したいじめの件数 (令和3年4月1日から令和3年6月30日まで)	認知したいじめの件数 (令和3年4月1日から令和3年11月30日まで)	
	解消した件数	対応中の件数
61	88	22